

平成28年1月18日 第1回あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学校養成施設カリキュラム等改善検討会資料

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設授業時間等の変遷

1. あん摩マッサージ指圧師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 1,540時間 普通授業科目 140時間 合計 1,680時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 1,335時間 普通授業科目 180時間 合計 1,515時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 945時間 専門科目 735時間
選択必修科目 570時間 合計 2,550時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 36単位 合計 77単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【あん摩マッサージ指圧師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	140時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	1,540時間	→	・専門授業科目	1,335時間
・合計	1,680時間	→	・合計	1,515時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(140)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(175)、病理学(105)、衛生学(105)、症候概論(70)、治療一般(140)、漢方概論(35)、あん摩マッサージ指圧理論(70)、医学史(35)、医事法規(35)、あん摩マッサージ指圧実技(560)

(改正後の授業時間の内訳)

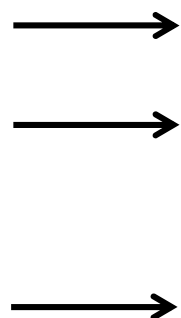
普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(150)、病理学(60)、衛生学(90)、診察概論(60)、臨床各論(135)、漢方概論、経穴概論(30)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【あん摩マッサージ指圧師】

(旧)

- ・普通授業科目 180時間
- ・専門授業科目 1, 335時間
- ・合 計 1, 515時間



(新)

- ・基礎科目 300時間
- ・専門基礎科目 945時間
- ・専門科目 735時間
- ・選択必修科目 570時間
- ・合 計 2, 550時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(150)、病理学(60)、衛生学(90)、診察概論(60)、臨床各論(135)、漢方概論、経穴概論(30)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(90)、臨床医学各論(150)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論、経絡経穴概論(90)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、東洋医学臨床論(75)、実技(510)

選択必修科目 選択必修科目(570)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【あん摩マッサージ指圧師】

(旧)			(新)	
・基礎科目	300時間	}	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	945時間		・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	735時間		・専門分野	36単位以上
・選択必修科目	570時間			
・合計	2,550時間	→	・合計	77単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(90)、臨床医学各論(150)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論、経絡経穴概論(90)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、東洋医学臨床論(75)、実技(510)
選択必修科目	選択必修科目(570)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(6)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(8)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(10)総合領域(10)

2. はり師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,240時間 普通授業科目 140時間 合計 2,380時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 1,800時間 普通授業科目 180時間 合計 1,980時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 960時間
選択必修科目 300時間 合計 2,565時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 38単位 合計 79単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【はり師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	140時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	2,240時間	→	・専門授業科目	1,800時間
・合計	2,380時間	→	・合計	1,980時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(140)

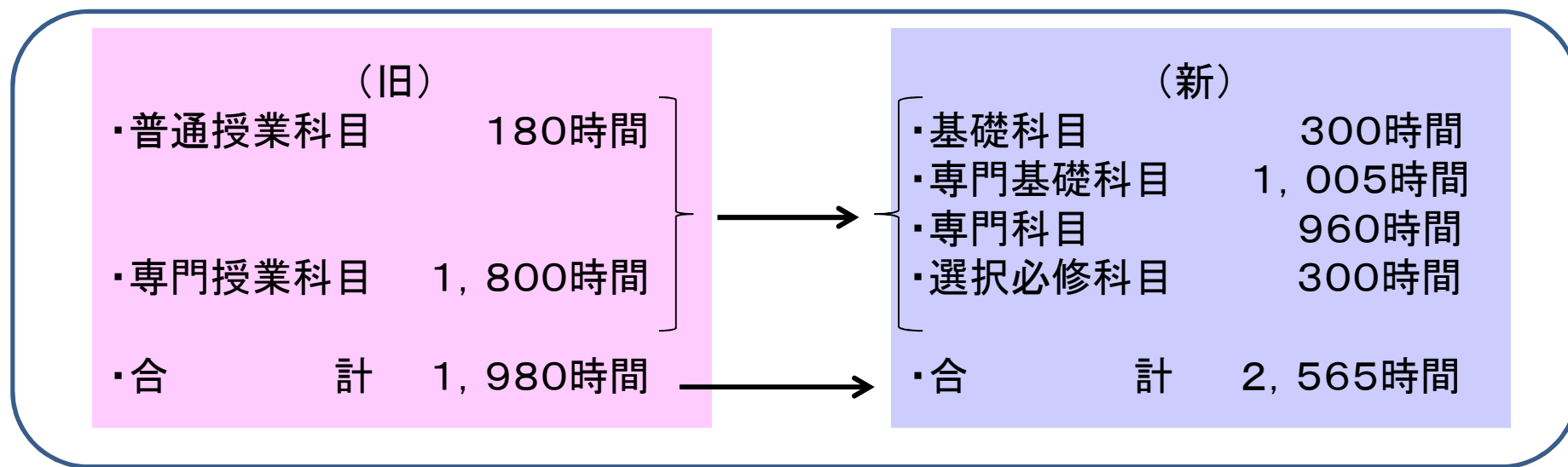
専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、
治療一般(280)、漢方概論(140)、はり理論(70)、医学史(70)、医事法規(35)、
はり実技(560)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、
漢方概論(135)、経穴概論(105)、はり理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、
はり実技(555)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【はり師】



(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、はり理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、はり実技(555)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、はり理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(570)

選択必修科目 選択必修科目(300)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【はり師】

(新)		(新)	
・基礎科目	300時間	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間	・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	960時間	・専門分野	38単位以上
・選択必修科目	300時間		
・合計	2,565時間	・合計	79単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、はり理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(570)
選択必修科目	選択必修科目(300)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(6)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(8)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(12)総合領域(10)

3. きゅう師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,030時間 普通授業科目 140時間 合計 2,170時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 1,590時間 普通授業科目 180時間 合計 1,770時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 750時間

選択必修科目 300時間 合計 2,355時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 36単位 合計 77単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【きゅう師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	140時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	2,030時間	→	・専門授業科目	1,590時間
・合計	2,170時間	→	・合計	1,770時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(140)

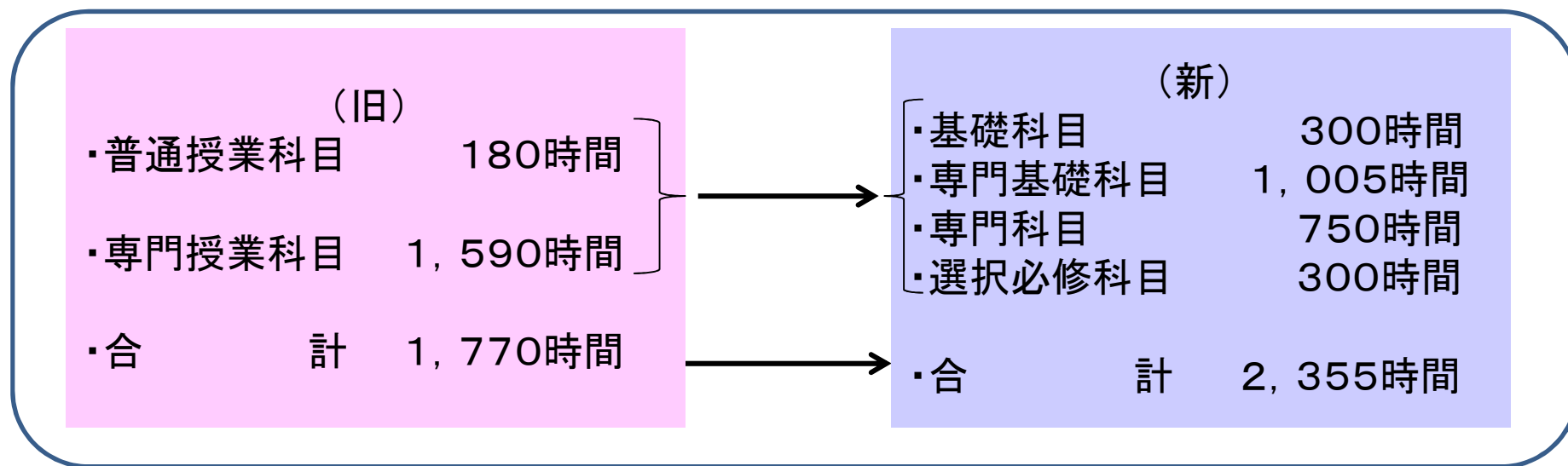
専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、
治療一般(280)、漢方概論(140)、きゅう理論(70)、医学史(70)、医事法規(35)、
きゅう実技(350)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、
漢方概論(135)、経穴概論(105)、きゅう理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、
きゅう実技(345)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【きゅう師】



(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、きゅう理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、きゅう実技(345)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、きゅう理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(360)

選択必修科目 選択必修科目(300)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【きゅう師】

(旧)			(新)	
・基礎科目	300時間	→	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間	→	・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	750時間	→	・専門分野	36単位以上
・選択必修科目	300時間			
・合計	2,355時間	→	・合計	77単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、きゅう理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(360)
選択必修科目	選択必修科目(300)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(6)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(8)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(10)総合領域(10)

4. あん摩マッサージ指圧師・はり師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,870時間 普通授業科目 175時間 合計 3,045時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,340時間 普通授業科目 180時間 合計 2,520時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 1,440時間
選択必修科目 300時間 合計 3,045時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 45単位 合計 86単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【あん摩マッサージ指圧師・はり師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	175時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	2,870時間	→	・専門授業科目	2,340時間
・合計	3,045時間	→	・合計	2,520時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(175)

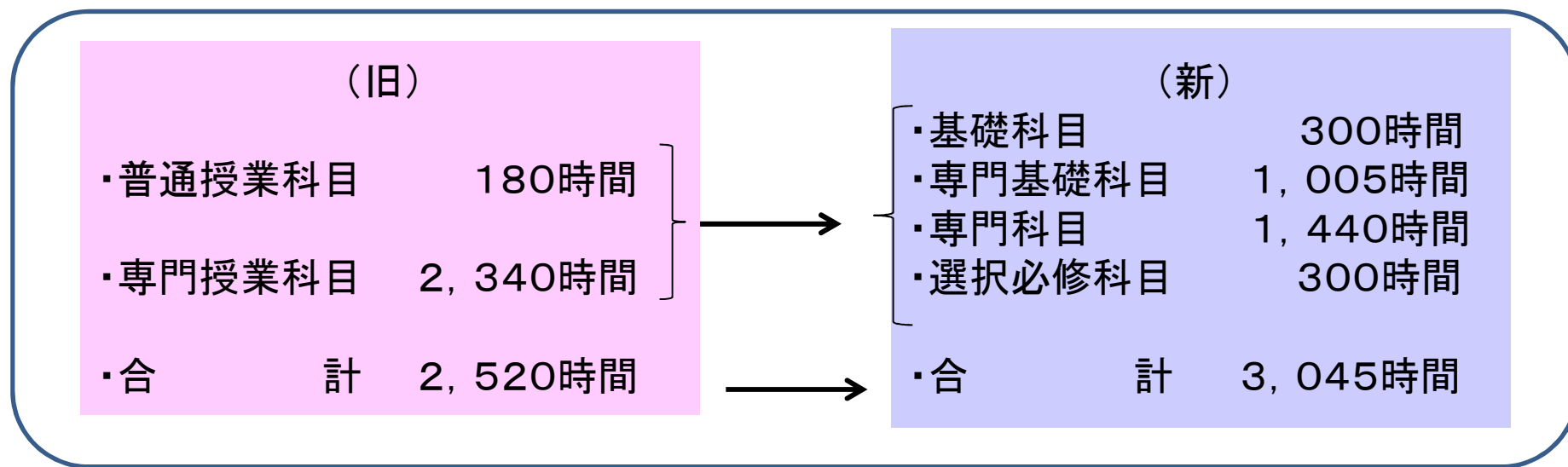
専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、
 治療一般(280)、漢方概論(140)、あん摩マッサージ指圧理論(70)、はり理論(70)、
 医学史(70)、医事法規(35)、あん摩マッサージ指圧実技(560)、はり実技(560)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、
 漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論(60)、
 医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、はり実技(555)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【あん摩マッサージ指圧師・はり師】



(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、はり実技(555)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(990)

選択必修科目 選択必修科目(300)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【あん摩マッサージ師・はり師】

(旧)		→	(新)	
・基礎科目	300時間	→	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間	→	・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	1,440時間	→	・専門分野	45単位以上
・選択必修科目	300時間			
・合計	3,045時間	→	・合計	86単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(990)
選択必修科目	選択必修科目(300)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(7)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(10)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(16)総合領域(10)

5. あん摩マッサージ指圧師・きゅう師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,660時間 普通授業科目 175時間 合計 2,835時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,130時間 普通授業科目 180時間 合計 2,310時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 1,230時間
選択必修科目 300時間 合計 2,835時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 43単位 合計 84単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【あん摩マッサージ指圧師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	175時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	2,660時間	→	・専門授業科目	2,130時間
・合計	2,835時間	→	・合計	2,310時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(175)

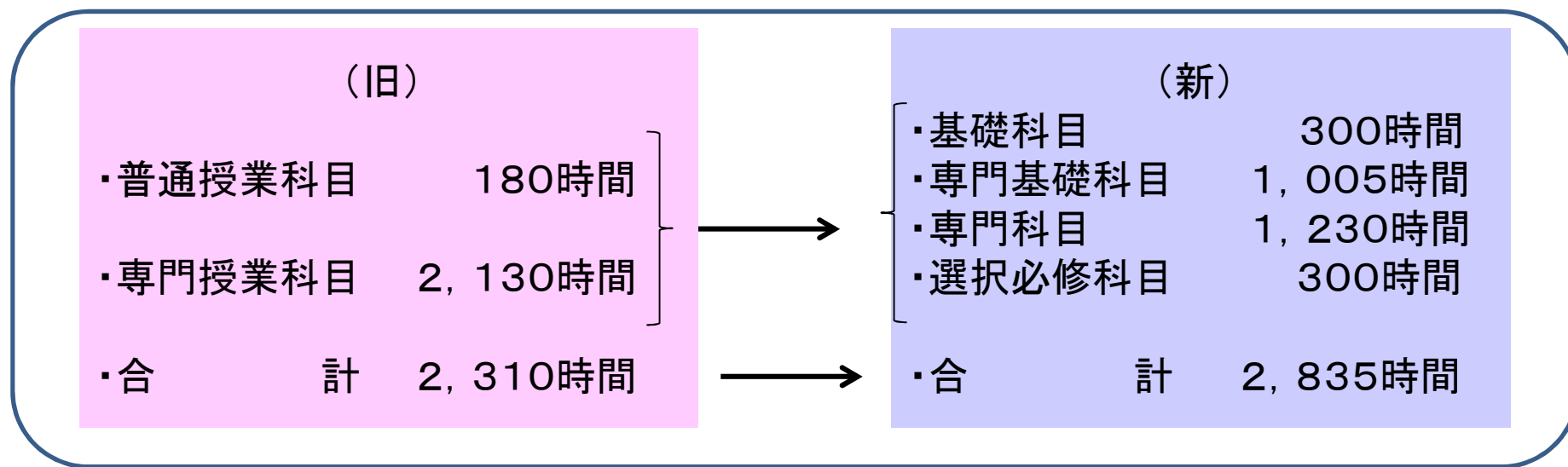
専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、
 治療一般(280)、漢方概論(140)、あん摩マッサージ指圧理論(70)、きゅう理論(70)、
 医学史(70)、医事法規(35)、あん摩マッサージ指圧実技(560)、きゅう実技(350)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、
 漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、きゅう理論(60)、
 医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、きゅう実技(345)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【あん摩マッサージ指圧師・きゅう師】



(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、きゅう理論(60)、医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、きゅう実技(345)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、きゅう理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(780)

選択必修科目 選択必修科目(300)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【あん摩マッサージ指圧師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・基礎科目	300時間	→	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間	→	・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	1,230時間	→	・専門分野	43単位以上
・選択必修科目	300時間			
・合計	2,835時間	→	・合計	84単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、きゅう理論(60)、東洋医学臨床論(90)、実技(780)
選択必修科目	選択必修科目(300)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(7)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(10)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(14)総合領域(10)

6. はり師・きゅう師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,660時間 普通授業科目 175時間 合計 2,835時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,055時間 普通授業科目 180時間 合計 2,235時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 1,260時間
選択必修科目 300時間 合計 2,865時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 45単位 合計 86単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【はり師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	175時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	2,660時間	→	・専門授業科目	2,055時間
・合計	2,835時間	→	・合計	2,235時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(175)

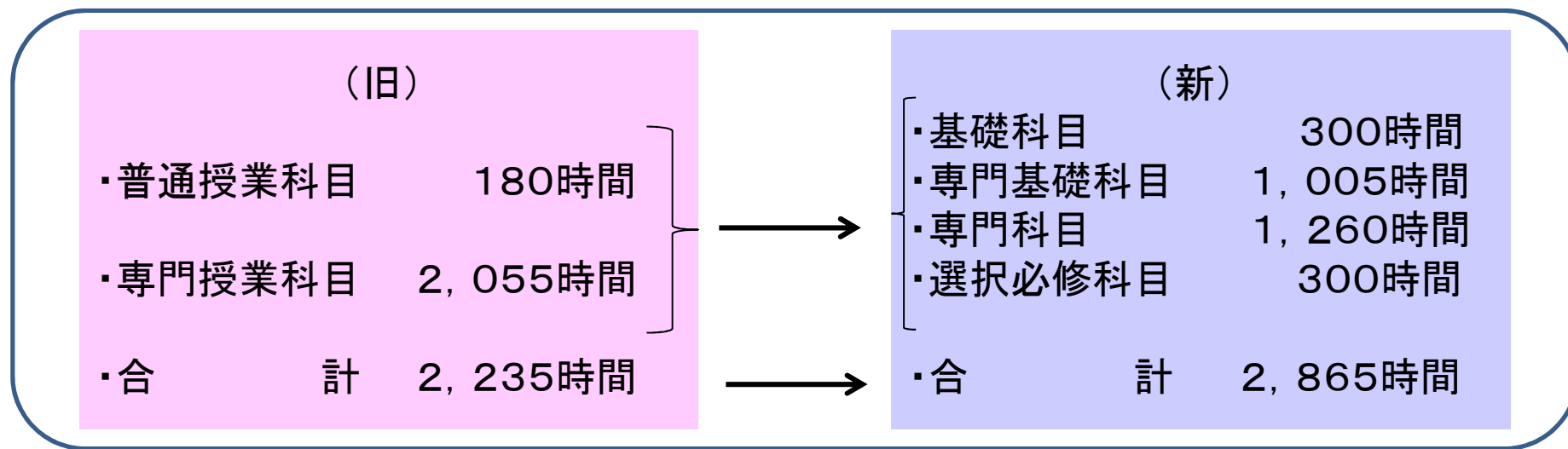
専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、治療一般(280)、漢方概論(140)、はり理論(70)、きゅう理論(70)、医学史(70)、医事法規(35)、はり実技(560)、きゅう実技(350)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、はり理論、きゅう理論(90)、医学史(30)、医事法規(30)、はり実技、きゅう実技(780)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【はり師・きゅう師】



(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、はり理論、きゅう理論(90)、医学史(30)、医事法規(30)、はり実技、きゅう実技(780)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、はり理論、きゅう理論(90)、東洋医学臨床論(90)、実技(840)

選択必修科目 選択必修科目(300)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【はり師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・基礎科目	300時間	}	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間		・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	1,260時間		・専門分野	45単位以上
・選択必修科目	300時間			
・合計	2,865時間		・合計	86単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、はり理論、きゅう理論(90)、東洋医学臨床論(90)、実技(840)
選択必修科目	選択必修科目(300)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(7)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(10)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(16)総合領域(10)

7. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師

○昭和47年改正(※1)あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
(昭和47年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 3,290時間 普通授業科目 210時間 合計 3,500時間

○昭和51年改正 (昭和51年文部省厚生省令第2号)

専門授業科目 2,595時間 普通授業科目 180時間 合計 2,775時間

○平成元年改正 (平成元年文部省厚生省令第4号)

基礎科目 300時間 専門基礎科目 1,005時間 専門科目 1,770時間
選択必修科目 90時間 合計 3,165時間

○【大綱化】平成12年改正 (平成12年文部省厚生省令第3号)

基礎分野 14単位 専門基礎分野 27単位 専門分野 52単位 合計 93単位

※1 昭和47年柔道整復師法成立に伴い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則から柔道整復師学校養成施設に係るものが切り離された。

※2 昭和47年と昭和51年改正時の時間は大学入学資格のある者に対する課程の授業時間

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(昭和51年)
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(旧)		→	(新)	
・普通授業科目	210時間	→	・普通授業科目	180時間
・専門授業科目	3, 290時間	→	・専門授業科目	2, 595時間
・合計	3, 500時間	→	・合計	2, 775時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(210)

専門授業科目 解剖学(280)、生理学(280)、病理学(210)、衛生学(140)、症候概論(175)、
 治療一般(280)、漢方概論(140)、あん摩マッサージ指圧理論(70)、はり理論(70)、
 きゅう理論(70)、医学史(70)、医事法規(35)、あん摩マッサージ実技(560)、はり実技(560)、
 きゅう実技(350)

(改正後の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、
 漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論、きゅう理論(90)、
 医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、はり実技、きゅう実技(780)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成元年)
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・普通授業科目	180時間	}	・基礎科目	300時間
・専門授業科目	2,595時間		・専門基礎科目	1,005時間
・合 計	2,775時間		・専門科目	1,770時間
		→	・選択必修科目	90時間
		→	・合 計	3,165時間

(改正前の授業時間の内訳)

普通授業科目 社会、数学、理科、体育、心理学(180)

専門授業科目 解剖学(210)、生理学(165)、病理学(75)、衛生学(90)、診察概論(105)、臨床各論(240)、漢方概論(135)、経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論、きゅう理論(90)、医学史(30)、医事法規(30)、あん摩マッサージ指圧実技(480)、はり実技、きゅう実技(780)

(改正後の授業時間の内訳)

基礎科目 人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)

専門基礎科目 医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)

専門科目 東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論、きゅう理論(90)、東洋医学臨床論(90)、実技(1290)

選択必修科目 選択必修科目(90)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の改正の概要(平成12年)
【あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師】

(旧)			(新)	
・基礎科目	300時間	}	・基礎分野	14単位以上
・専門基礎科目	1,005時間		・専門基礎分野	27単位以上
・専門科目	1,770時間		・専門分野	52単位以上
・選択必修科目	90時間			
・合計	3,165時間	→	・合計	93単位以上

(改正前の授業時間の内訳)

基礎科目	人文科学(60)、社会科学(60)、自然科学(60)、保健体育(60)、外国語(60)
専門基礎科目	医療概論(45)、衛生学・公衆衛生学(90)、関係法規(45)、解剖学(210)、生理学(165)、病理学概論(75)、臨床医学総論(105)、臨床医学各論(195)、リハビリテーション医学(75)
専門科目	東洋医学概論(135)、経絡経穴概論(105)、あん摩マッサージ指圧理論(60)、はり理論、きゅう理論(90)、東洋医学臨床論(90)、実技(1290)
選択必修科目	選択必修科目(90)

(改正後の授業単位の内訳)

基礎分野	科学的思考の基盤、人間と生活(14)
専門基礎分野	人体の構造と機能(13)、疾病の成り立ち、予防及び回復の促進(12)、保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念(2)
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学、基礎はり学、基礎きゅう学(8)、臨床あん摩マッサージ指圧学、臨床はり学、臨床きゅう学(12)、社会あん摩マッサージ指圧学、社会はり学、社会きゅう学(2)、実習(20)総合領域(10)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の改正の概要 (平成12年)

- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の一部改正
(平成12年文部省厚生省令第3号)
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設指導要領の一部改正
(平成12年3月31日健政発412号)

○単位制の導入

・あん摩マッサージ指圧師	77単位以上
・はり師	79単位以上
・きゅう師	77単位以上
・あん摩マッサージ指圧師・はり師	86単位以上
・あん摩マッサージ指圧師・きゅう師	84単位以上
・はり師・きゅう師	86単位以上
・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	93単位以上

○1単位あたりの時間

・講義及び演習	15時間～30時間
・実験、実習及び実技	30時間～45時間
・臨床実習	45時間

はり師及びきゅう師学校養成施設の指導要領のガイドライン化（平成27年）

○はり師及びきゅう師養成施設指導要領のガイドライン化

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）等により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）等の一部が改正され、はり師及びきゅう師養成施設の指定・監督権限を厚生労働大臣から都道府県知事に移譲。

これに伴い「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領」（平成12年3月31日健政発412号）を廃止し、はり師及びきゅう師養成課程に係るものを「はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン」（平成27年3月31日医政発0331第34号）（※）として通知し、あん摩マッサージ指圧師及びあん摩マッサージ指圧師養成課程を含むものについては、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領」（平成27年3月31日医政発0331第35号）として通知した。

（※）地方自治法第（昭和22年法律第611号）245号の4第1項の規定に基づく技術的助言